# 令和5年度事業報告書

令和6年6月

一般社団法人 全国建設業協会

# 目 次

| はじ | めに                        | ··· 1 |
|----|---------------------------|-------|
| 1. | 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工 | ··· 2 |
| 2. | 処遇改善と働き方改革                | ··· 4 |
| 3. | 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組        | 10    |
| 4. | 戦略的広報の展開                  | 15    |
| 5. | 建設業における社会的責任への取組          | 16    |
| 6. | その他事業・行事の開催               | 18    |
| 7  | ・<br>・<br>・<br>た要望事項等     | 20    |

# はじめに

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化に向けた動きが本格化した。他方、ロシアのウクライナ侵攻が継続していることや中東地域の不安定化、円安の進行に伴う物価上昇などを背景に、依然として先行きが不透明な状況が続いている。建設業においてもエネルギー資源や原材料価格の高騰などの影響を大きく受けた。

令和5年度の公共事業関係費は、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」 の令和4年度2次補正予算と併せて、約8.1兆円と前年度を上回る規模であった。地域建設 業は、公共発注者との意見交換等の成果もあり、着実にこれを施工し、更なる社会資本整備 への力を示すことができた。

また、1月の令和6年能登半島地震をはじめ、豪雨・豪雪、鳥インフルエンザ・豚熱等の様々な災害・防疫対応が発生したが、地域建設業はこれらに迅速・的確に対応し、「地域の守り手」としての信頼を確かなものにすることができた。

さらに、令和6年4月から建設業に全面適用される時間外労働の罰則付き上限規制に対応するべく、週休2日の定着や工期の適正化に向け、「適正工期見積り運動」や建設業4団体で展開する「目指せ!建設現場土日一斉閉所運動」等様々な取組を展開した。

これからも地域建設業が、豊かで持続可能な生活を営むために必要な社会生活基盤づくりの中心的な役割を果たしていくためには、健全で安定したサステナブルな経営環境が求められる。そのためには引き続き、事業量の確保、上限規制をクリアした働き方改革や処遇改善、建設キャリアアップシステム等による職場環境の整備、i-Construction等の生産性向上など様々な課題を克服していかなければならない。SDGs への取組など社会的要請にも応え、地域建設業が新 3K(給与が良い・休暇がとれる・希望がもてる)に「カッコイイ」をプラスした新 3K+K の魅力溢れる業界となるよう前進していかなくてはならない。

以下の報告は、令和5年度、全国建設業協会(以下「全建」という。)が、これらの課題解 決に向け、各都道府県建設業協会(以下「都道府県協会」という。)との連携の下に取り組ん できた主な事項である。

# 1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工

### (1)公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靭化の推進

令和5年通常国会に提出された、「国土強靱化実施中期計画」の策定等をその内容とする 国土強靱化基本法改正案の成立と国土強靱化の着実な推進等を実現するため、5月26日から6月1日にかけて、関係大臣・与党幹部に対し、奥村会長から要望を行うとともに、同月8日には日本建設業連合会、道路建設業協会とともに3団体合同で、岸田総理大臣に要望を行った。

その結果、6月14日に国土強靱化基本法の改正法が国会で成立するとともに、同月16日 に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太方針2023)で5か年加速化 対策後の国土強靱化の着実な推進の方針が示された。

9月19日に「国土交通省と建設業4団体との意見交換会」が行われ、奥村会長から令和6年度の公共事業予算の確保を要望した。

また、10月4日から23日にかけて、関係大臣・与党幹部に対し、奥村会長から令和5年 度補正予算における公共事業予算の確保に係る緊急要望を行った。

さらに、10月に全国9ブロックで行った地域懇談会・ブロック会議にて、令和6年度当初予算について今年度を上回る公共事業関係費の確保、国土強靱化について現行の加速化対策の前倒し実施、必要かつ十分な事業量を確保、法定化された国土強靱化実施中期計画の早期策定等の要望を行い、かつそれらの要望を11月17日「全国建設業協会要望」として取りまとめた上で、同日から12月7日にかけて正副会長から政府・与党幹部に要望活動(以下「全建要望活動」という。)を行った。

また、10月24日の自民党「官公庁営繕を考える議員の会」、11月8日の同党「公共工事 品質確保に関する議員連盟(以下「品確議連」という。)総会」、同月9日の同党「予算・税 制等に関する政策懇談会」、12月8日公明党「雇用・労働問題対策本部、国土交通部会合同 会議」にて、同様の要望を行った。

これらの結果、令和5年度補正予算において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の4年目の公共事業関係費として1兆3,022億円が確保されるとともに、令和6年度当初予算において6兆828億円が確保され、災害復旧費等と合わせて公共事業関係費約8.3兆円となった。

# (2) 公共事業の円滑な施工

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用状況等に関するアンケート」(以下「運用指針アンケート」という。)を実施し、各都道府県協会で行っている各発注者の会議の開催状況や各都道府県協会の会員企業における不調・不落の状況を確認した。

10月の地域懇談会・ブロック会議のほか、各都道府県協会において公共発注者との意見 交換会を開催し、不調不落要因の除却に努める等して、着実に公共事業の施工に努めた。地域懇談会・ブロック会議では、各ブロックとも国土交通省に対し、施工余力は十分あるとの 見解を示した。

# (3) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

10月に全国9地域で地域懇談会・ブロック会議を開催し、経済対策・公共事業予算をはじめ、働き方改革や生産性の向上など、建設業界の喫緊の課題について、多くの意見・要望を地域の生の声として取り上げ、国土交通省幹部等と真摯な議論を行った。

[令和5年度地域懇談会・ブロック会議]

| 10/4 関東甲信越地域懇談会・ブロック会議    | 10/19 東海地域懇談会・ブロック会議(静岡市) |  |  |
|---------------------------|---------------------------|--|--|
| (東京・千代田区)                 | 10/20 四国地域懇談会・ブロック会議(松山市) |  |  |
| 10/11 九州地域懇談会・ブロック会議(佐賀市) | 10/24 東北地域懇談会・ブロック会議(秋田市) |  |  |
| 10/16 近畿地域懇談会・ブロック会議(奈良市) | 10/27 北海道地域懇談会(札幌市)       |  |  |
| 10/18 中国地域懇談会・ブロック会議(広島市) | 10/31 北陸地域懇談会(石川市)        |  |  |



九州地域懇談会



関東甲信越地方ブロック会議

各地域懇談会・ブロック会議で出された意見・要望は、全国 47 都道府県協会の総意として「令和 5 年度全国建設業協会要望(国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために)」として取りまとめ、11 月から 12 月にかけての全建要望活動で用いるとともに、12 月 14 日に各地域懇談会・ブロック会議に出席した国土交通省幹部と全建正副会長及び理事・ブロック幹事協会会長等による意見交換

会を開催し、ブロック会議での懸案事項等今後の課題解決に向けた対応策等について、総括的な意見交換を行った。

# 2. 処遇改善と働き方改革

### (1) 建設技能者・技術者等の処遇改善に向けた取組の推進

諸物価の高騰及びインフレ率以上の賃上げを目指す政府方針も踏まえ、建設技能者・技術者等の賃金引上げ等を通じた処遇改善に向けた以下の取組を推進した。また、その取組の実施状況、課題等を把握するため、「働き方改革の推進に向けた取組状況に関するアンケート調査」(以下「働き方改革アンケート」という。)を実施した。

### ① 建設技能者の賃金の引上げ

令和5年3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた「概ね5%の賃上げ」を目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進めるために、目標周知用ポスターを作成する等により各都道府県協会及び会員企業と連携して取組を行った。

また、技能者の賃上げに必要な公共工事設計労務単価の更なる引上げのほか、時間外労働の罰則付き上限規制の適用を控え、週休2日の普及を進めるため、休日が増えても技能者の減収にならない賃金となるよう、補正係数の引上げや休日



2023 年版 賃金引上げポスター

分を補う労務単価の増額等必要な措置について、11 月から 12 月にかけての全建要望活動、11 月 8 日、2 月 2 日の品確議連総会の場等各方面各場面において要望した。

その結果、令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価については、全国平均5.9%(主要12職種平均6.2%)の引上げ(12年連続)となった。

さらに、令和6年度国土交通省土木工事の積算基準等の改定(以下「積算基準改定」という。)により、月単位の週休2日の補正係数が新設された。

3月8日に開催された「内閣 総理大臣、国土交通大臣等と建 設業4団体との意見交換会」に おいて、令和6年には、建設技 能者の賃上げ目標について

「5%を十分に上回る上昇」を





目指し、全ての関係者が取組を進めることを申し合わせた。

総理官邸での意見交換会

### ② 建設業従事者の賃金の引上げ

11 月から 12 月にかけての全建要望活動や、11 月、2 月の品確議連総会の場等にて、積算基準における一般管理費及び現場管理費の引上げや、低入札価格調査制度・最低制限価格制度について市町村へ徹底、スライド条項の適切な対応等について要望した。

その結果、積算基準改定により、現場管理費が引き上げられ(河川工事の場合で約1%増)、低入札価格調査基準価格等の算定式については、国、都道府県ではすべての団体で、市町村においても7割(前年度5割程度)で、最新の中央公契連モデルやそれ以上の水準となる独自モデルが採用された。

また、スライド条項の適切な対応については、取組の遅れていた市町村でも、運用基準 を策定している団体が4割を超える(前年度3割程度)など進捗が図られた。

# (2) 働き方改革の着実な推進

建設業における時間外労働の罰則付き上限規制の適用を控え、働き方改革の一層の促進・深化に向け、「目指せ週休2日+360時間(2+360ツープラスサンロクマル)運動」に引き続き取り



(事) —Setulat 全国建設業協会 47都是府県建設業協会

組んだ。取組周知のため、新たに国 土交通省・厚生労働省の後援を取り つけ、その名義入りのポスターを作 成し各都道府県協会に配布した。



2+360運動ポスター

適正工期見積り運動ポスター

また、9月より、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合には、「工期に関する 基準」(中建審)に沿った見積り・提案を行うことを通じて、発注者の理解を得つつ適正な

工期の実現を図る「適正工期見積り運動~工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って~」に取り組んだ。

8月に「全建の改正労働基準法Q&A100」を発刊して、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制のポイント、例外となる災害復旧等における労働時間管理等について会員企業の理解促進を図った。

会員企業からの声やブロック会議での意見を踏まえ、全建要望活動等において労働基準法第33条の許可の対象範囲を明確に示してほしいなどと要望し、その結果、12月と3月に「建設業の



冊子: 全建の改正労働基準法

時間外労働と上限規制に関するQ&A」(厚生労働省)が発出され、防疫活動、除雪のための待機・凍結防止剤の散布等が同条の対象となりうること等が明確になった。

1月には、「労働関係法令相談室」を開設し、会員企業が日頃直面する労働関係法令全般に関する疑問事項の解決を図った。

さらに、日本建設業連合会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会と連携し、建設業界が一丸となって建設現場を毎週土日に閉所する「目指せ!建設現場土日一斉閉所運動」を3月より展開した。国土交通省、厚生労働省、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本経済団体連合会、日本商工会議所より後援をいただき、「やすみん」を土日一斉閉所のイメージキャラクターとしてポスターを作成する等取組に着手した。



# (3) 建設キャリアアップシステムの普及促進の取組

建設キャリアアップシステムの普及促進のため、「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を推進し、これまでの38都府県協会に加え、第4次登録として新たに4協会を追加登録した。また、3月に登録42協会の専務理事等をメンバーとする地域CCUS推進委員会を開催し、各都道府県協会の取組を紹介するとともに、出席した国土交通省等関係機関に各都道府県協会から要望を行った。

各都道府県協会の窓口において、建設業振興基金のCCUS登録窓口である認定登録機関 (6 協会)及び登録支援機関(25 協会)を設置するとともに、登録利用促進活動(27 協会) について、取組事例を収集し、各都道府県協会に周知すること等により活動の拡大を図った。 その結果、3 月末現在の会員企業における CCUS 事業者登録数は 9,654 社(全会員企業 に占める登録率 51.6%、対前年同期比 1,249 社、6.9 ポイントアップ) となった。

また、10月の地域懇談会・ブロック会議や11月から12月にかけての全建要望活動等において、CCUSのメリットに結びつくシステム・制度の改善等について要望を行った。

3月28日のCCUS運営協議会総会に参加し、カードタッチと建退共ポイントとの一元化 等の技能者のメリットの実現、技能者が経験・資格等を手元で確認できる環境整備等につい て要望を行った。

その結果、建設業振興基金において、就業履歴や資格情報の確認・表示等ができる技能者 向けスマホアプリ開発に着手した。

### (4) その他の担い手確保の取組

### ① 若年者の就労への対応

各都道府県協会及び会員企業と学校関係者(生徒、学生)の情報のマッチングを図り若年者の入職促進を支援する「つなぐ化事業」並びに若年者の職場定着率向上のため建設労働者雇用改善法に基づき実施する「雇用管理研修」(いずれも厚生労働省委託事業)の活用促進、ベストプラクティス企業(厚生労働省選定)、ユースエール企業(同省認定)など若年者に魅力ある企業に関する情報発信を行い、会員企業の若年者確保の取組を支援した。

### ② 女性の定着促進に向けた環境整備

各都道府県協会の女性部会の取組や活動状況等を水平展開するとともに、「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」で令和6年までの目標として掲げられた「全都道府県協会での女性部会の設立」に向け、未設立の協会に対し女性部会の設立等を促した。

その結果、新たに3協会が女性部会を設立したことにより計38協会(女性部会27協会、地域の女性活躍推進活動に参画11協会)が設立等することとなった。

### ③ 高齢者・障害者の雇用促進に向けた環境整備

令和3年4月施行の改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、 「働き方改革アンケート」において、会員企業の高齢者雇用の状況等を把握し、各都道府 県協会に情報提供した。

また、令和4年改正による改正障害者雇用促進法を踏まえ、令和6年4月から適用される法定雇用率の周知や必要雇用者数の計算方法について各都道府県協会に周知し、制度の理解を図った。

### ④ 外国人就労への対応

6月16日「技能実習制度の見直しに関する国土交通省との意見交換会」に5県協会とと もに参加し、転籍前に企業が負担した費用の補填の必要性等の意見を述べた。

その結果、2月9日「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)において、新に創設される育成就労制度について、転籍の要件、転籍前の受け入れ機関が支出した初期費用等の正当な補填等の考え方が示された。さらに、3月29日、技能実習制度を育成就労制度に改める入管法及び技能実習法の改正案が閣議決定された。

以上の育成就労制度の創設に係る国の動きを適宜周知した。

### ⑤ 社会保険加入の徹底等

外国人建設就労者受入事業の終了に伴い、「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」(国土交通省)の改訂について各都道府県協会に周知するとともに、「特定技能制度に関する下請指導ガイドライン」(国土交通省)に関する改訂についても周知した。

# (5) 全国建設労働問題連絡協議会の開催

時間外労働の罰則付き上限規制の適用を控え、 建設業界の労働問題に関する取組についての啓発 となるよう、11月8日に「働き方改革の推進 (週休2日制の導入促進と長時間労働の解消)」 をテーマとした全国建設労働問題連絡協議会を開催し、次のとおり講演を行った。

1「建設ディレクターが建設業界の働き方を変える」



全国建設労働問題連絡協議会

一般社団法人建設ディレクター協会理事長 新井 恭子 氏

2「地域建設業における働き方改革の推進」

高橋建設株式会社 取締役社長室室長 佐々木知子 氏管理部長 田原 英輝 氏

- 3 「滋賀県における雇用環境と働き方改革の推進と取組について」 株式会社三東工業社 総務部長 池本 征史 氏
- 4 「建設ディレクターを活用した働き方改革」 伊田テクノス株式会社 代表取締役社長 楢﨑 亘 氏

### (6) 労働災害防止対策の推進

### ① 墜落・転落災害等の防止への対応

令和5年度から始まった「第14次労働災害防止計画」(厚生労働省)について各都道 府県協会に周知した。

また、現場技術者を対象に実施する労働安全を中心とした研修会を開催(全15回、受講者780名)し、改正法令等の周知徹底及びリスクアセスメントを用いた作業手順書の作成演習を行うなど、同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図った。

### ② 建設職人基本計画の見直しへの対応

6月13日に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的計画」の変更が閣議 決定されたことから、同計画を各都道府県協会に周知した。また同計画を踏まえて改正さ れた「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省)について周知した。

また、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(国土交通省)に参加 し、安全衛生経費の負担について元下間の協議に委ねるよう等の意見を述べ、その結果、 安全衛生経費については元請人と下請人の間で安全衛生対策の分担を共有するなど、その 適切な支払いにつなげていくこと等を定めた「安全衛生経費を内訳として明示するための 「標準見積書」の作成等について」(国土交通省)が3月29日に発出され、各都道府県 協会に周知した。

### ③ 労働安全衛生環境の整備

建設アスベスト訴訟に係る令和3年5月の最高裁判決を踏まえて4月(第11回)から 10月(第15回)までに5回開催された「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に 関する検討会」(厚生労働省)に参画し、個人事業者等に労働災害が発生した場合の労働 基準監督署への報告義務等について意見を述べ、それらの意見もとり入れて10月に発出された同検討会報告書(厚生労働省)を各都道府県協会に周知した。

また、化学物質管理に関する規制について、6月(第1回)から3月(第9回)までに9回開催された「化学物質管理に係る専門家検討会」(厚生労働省)に参加し、建設現場で化学物質を使用する者の安全が確保できるよう、ラベル、SDSの適正表示等について意見を述べた。

# 3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

- (1)担い手3法の適切な運用への対応
- (2) 建設資材価格の高騰に対する取組
- (3) 建設生産システムの高度化に向けた取組
- ① 建設生産システム・入札契約制度に関する諸問題への対応

5月12日に開催された「国土交通省道路局との意見交換会」において、茨城県、三重県・愛媛県の3県協会とともに、各地域の道路事情や除雪作業における課題等について提言、要望を行った。

各都道府県協会や会員企業の状況を把握し、課題等を抽出し、入札契約制度改善に係る要望等に当たっての基礎資料とすることを目的に、「運用指針アンケート」を6月に実施し、その結果を各都道府県協会へ情報提供した。

11 月から 12 月にかけての全建要望活動、11 月、2 月の品確議連総会の場等において、地域建設業の受注機会の拡大、実勢価格を予定価格へ反映すること、価格高騰に対するスライド条項の運用・設計変更での適切な対応、民間発注者に対する価格変更協議の指導徹底及び制度改正、低入札価格調査基準等のダンピング対策の強化、公共工事を含む PFI事業の発注における品確法の遵守、適正な工期の設定、WBGT値に基づく休止等による工期の延長、施工時期の平準化、設計労務単価の引き上げ、標準歩掛の見直し、賃上げ加点総合評価方式の運用の見直し、提出書類の削減及び統一化、遠隔臨場による監督・検査やASP方式による現場情報共有等更なるDX化への取組、災害時の労働災害の災害協定等での補償、災害対応時の官民連携した広報活動、復興係数の継続、高校等における建築土木系学科の維持・拡充等を要望した。

その結果、

- (1)担い手3法に関連して、2月の品確議連総会で品確法等改正案骨子が決定され、次の項目で要望が反映された。
- ・休日取得、労務費支払いの実態把握と必要な施策の実施
- ・「地域の守り手」を維持するための発注
- ・市町村における施工時期の平準化等の推進
- 適切な価格転嫁(契約締結後に資材価格が変動した場合の請負金額の変更等)
- ・災害協定に基づく災害応急対策工事における保険契約及び予定価格への反映
- ・発注者及び受注者の負担軽減に資する情報通信技術の活用
- ・国等による工業高校等と建設業者団体の連携促進等、担い手の中長期的な育成・確保
- ・国等と建設業団体が連携した(災害時の活動を含む)広報活動の実施 等 また、3月8日閣議決定された建設業法及び入契法の改正案において、次の事項が定めら れた。
- ・民間工事においても、資材高騰等に伴う請負代金の変更の誠実協議義務
- ・注文者が原価を著しく下回る見積り変更を求めることの禁止
- ・情報通信技術の活用による監理技術者等の兼任 等 さらに3月27日、中建審において「工期に関する基準」が改正され、WBGT値による 不稼動の規定が追加された。
- (2)建設資材価格の高騰については、11月27日に国土交通省本省から各地方整備局等 へ、スライド条項の積極的な活用を促す通達が発出され、直轄工事では受注者に同条項の 活用を促すチラシが配布されることになった。

また、「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」が、1月19日に 内閣府から都道府県に対して発出され、PPP/PFI事業で契約締結後においても資機材 価格の上昇があった場合等に必要な契約変更を行うよう要請が行われた。

- (3) ① 建設生産システム・入札契約制度に関して、2月16日に公共工事設計労務単価が改定され、全職種で物価上昇を上回る前年比+5.9%となり、12年連続の上昇となった。また、2月28日の積算基準改定により国土交通省土木工事の積算基準等が次のとおり改定された。
- ・月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、完全週休2日(土日)の促進のため、 成績評定での加点措置の実施。
- ・時間外労働規制が適用される事を踏まえ、マンデー・ノーピリオド等のウィークリース タンスの取組として、現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領の策定。

- ・工事関係書類の業務削減に向けた「工事書類スリム化のポイント」の横展開や、「書類限 定検査」(44→10種類)の原則化等の5つの支援メニューの実施。
- ・時間外労働規制適用に対応するため、書類作成の経費などによる現場管理費率の上昇。
- ・移動時間を踏まえた歩掛の適正化のため、道路上で行う維持管理関係等の工種で、現場 移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向の反映。
- ・大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛について、平成23年東日本大震災(岩手・宮城・福島県内)、平成28年熊本地震(熊本県内)、平成30年西日本豪雨(広島県内)の被災地では、一部見直しがあったものの継続。

さらに、3月に公共建築工事における積算基準や資料、活用マニュアル等が改定され、書類作成経費などによる現場管理費率の上昇、月単位の週休2日の補正係数を新設する「営繕工事における週休2日促進工事」、猛暑を考慮した工期設定・請負代金額とする「営繕工事における熱中症対策」などで要望が反映された。

また、3月13日国土交通省は、能登半島地震の影響地域における賃上げ総合評価方式について、賃上げ水準が未達成であっても減点しないこと、評価項目に賃上げに関する項目を設けなくてもよいこととする旨を通知した。

### ② 生産性の向上

国土交通省のi-Construction 関連委員会(i-Construction 推進コンソーシアム、IC T導入協議会、BIM/CIM推進委員会等)へ参画し、各都道府県協会及び各専門委員からの意見募集や情報提供を行った。

その結果、ICT導入協議会の提案募集で全建から応募した7件の内、次の2件で実用性が認められ、要領化されることとなった。

- ・ I C T 適用工種の拡大 (コンクリート堰堤工)
- ・TLSを用いた落石雪害防止工の出来高管理

また、11月から12月にかけての全建要望活動や11月、2月の品確議連総会の場等で、I CT施工やBIM/CIMの拡大、ASP活用等DX化について、要望を行った。

その結果、令和6年度から、次の工種でICT施工が拡大されることとなった。

- ・既成杭工(鋼管ソイルセメント杭工)の適用開始
- · 小規模工事へ拡大(付帯道路施設工、電線共同溝工)

また、3月閣議決定の建設業法及び入契法の改正案において、情報通信技術の活用による 監督技術者等の兼任、施工体制台帳の省略等が定められた。 さらに令和6年4月16日、国土交通省は「i-Construction2.0」を策定し、建設現場のオートメーション化を進め、2040年度までに3割省人化、1.5倍生産性向上を目指すこととした。

### ③ 建設技術者の技術力向上

4月から6月にかけて、令和5年度「全建技術研究発表会」の事例募集を行い、応募 118件(高度技術部門37、創意工夫部門81)の中から、9月に開催した建設工事事例選考 委員会での選考を経て、優良事例98事例(高度技術部門37、創意工夫部門61)を選出 し、2月に当会会員専用ホームページに掲載した。

また、会員企業の現場技術者の技術力と資質の向上並びにプレゼンテーション能力の向上を目的として、11月22日に鉄鋼会館にて技術研究発表会を開催し、優良事例の中から事例選考委員会(田中正伸委員長)において選定し、特に優れた11事例について事例発表を行った。

高度技術部門の最優秀賞には、沼田土建株式会社(群馬県協会)の吉田美由紀氏が発表した「災害復旧工事における生産性向上のための革新的技術の活用」、創意工夫部門の最優秀賞には、清水建設株式会社関西支店(大阪協会)の萩沙智子氏が発表した「紙素材を用いた防音装置による騒音対策」がそれぞれ選ばれた。



事例発表の様子



表彰式後

# (4) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

### ① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

令和6年度税制改正要望について、各都道府県協会への意見照会の上、税制専門委員会 等の審議を経て、国土交通省へ要望書を提出した。

また、11月9日に自民党予算・税制等に関する政策懇談会にて、令和6年度税制改正に関する要望を行った。

その結果、12月14日に自民・公明両党より「令和6年度税制改正大綱」が公表され、 その後閣議決定を経て、要望事項が概ね認められた(延長要望9件中所得拡大推進措置の 延長等9件、改善要望4件中交際費の損金算入額の拡充等2件実現)。

インボイス関係では、制度に関する国土交通省からの通達事項や負担軽減措置、補助金 等の支援策について、各都道府県協会に随時情報提供を行った。

また、インボイス制度導入後の運用制度の改善に資するため、会員企業における同制度 への対応状況に関するアンケートを実施し、調査結果を取りまとめたうえ、11月に国土交 通省へ情報提供を行った。

セーフティネット保証5号に基づく業種指定調査を計4回(5月、8月、11月、2月) 実施し、調査に基づく要望を提出し、その結果、四半期毎の各指定期間において、建設業 が保証制度の特定業種指定を受けた。

### ② 各種手続や請負契約などのデジタル化への対応

建設業許可や経営事項審査の電子申請の運用等、政府が進めるDXの動きについて情報 収集に努め、各都道府県協会へ随時情報提供を行った。

### ③ 建設発生土の適正処理及び有効利用に関する規制への対応

5月26日に施行された盛土規制法について、これまで同法が建設工事の円滑施工の妨げにならないよう要望を行っていたところ、同法の施行に併せて、建設工事により発生した土石の一時的な仮置きについては適用除外となる旨等を定めた国土交通省令・施行通達が発出された。その詳細について各都道府県協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、全建ジャーナル6月号に掲載した。

また、国土交通省より7月と3月にストックヤード運営事業者登録制度について周知依頼があり、各都道府県協会に周知した。

広島県(広島市、呉市、福山市を除く。)及び鳥取県・鳥取市にて、盛土規制法に基づく規制区域が指定され、各都道府県協会に情報提供を行った。

### ④ GX、環境関係

4月の理事会においてGX推進法案の概要や基本方針に関する情報提供を行った。今後の最新動向についても、随時情報収集を行った。

8月7日の第2回改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議(国土 交通省)に参画し、情報共有や意見交換等を行い、連絡会議での最新情報について、情報 提供を行った。

改正建築物省エネ法(令和4年6月17日公布)について、国土交通省主催の改正法制度説明会等の開催に関する情報や、新たな「省エネ性能表示制度」に関する通知内容について、各都道府県協会に情報提供を行った。

# 4. 戦略的広報の展開

# (1)「新3K+Kの建設業」等の積極的な広報活動の推進

全建の事業活動や各都道府県協会、会員企業が行った様々な活動について、ホームページや全建ジャーナル、建設専門紙等への積極的かつタイムリーな情報発信を行った。

また、5月27日「利根川水系連合・総合水防演習」、8月27日「関東大震災100年特別企

画展」、9月17~18日「防災推進国民大会」に 出展し、災害現場で活躍する建設業の「地域 の守り手」としての活動を広くPRした。

「関東大震災 100 年特別企画展」(東京開催)では、群馬県協会、東京協会と連携してブースを出展し、ブースを訪れた斉藤国土交通大臣に対し、奥村会長等から「地域の守り手」として活躍している建設業の災害対応等について説明した。また、「防災推進国民大



「関東大震災 100 年特別企画展」斉藤国土交通大臣に説明する奥村会長

会」では、9月17日松村内閣府特命担当大臣(防災)が当会のブースを訪れ、建設業の災害時の役割や対応状況について理解を示された。

また、災害対応時に建設業の活躍を広報するため、協会名入りのステッカーを都道府県協会に配付した。



協会名入りステッカー

# (2) 広報体制の充実・強化

全建ジャーナルについて、紙面に関するアンケート調査 結果を踏まえ、建設業界の課題や関係省庁の施策、各都道 府県協会が行っている取組や社会貢献活動、働き方改革や SDGsに力を入れている会員企業を紹介した。また、担 い手確保や生産性向上についても取組事例を紹介する等、 誌面の充実に努めた。

また、X(旧 Twitter)などのSNSを活用 し、都道府県協会、会員企業等の各種取組を発信 した。

建設業の災害対応について、大学生が取材した レポートを基に YouTube マンガ動画を作成し広く 一般の方々に向けて情報発信を行った。



Xに掲載した災害対応状況



YouTube の漫画動画

# 5. 建設業における社会的責任への取組

# (1) 災害対応に係る諸課題への取組

各都道府県協会からの応急復旧活動報告が迅速に対応できるように LINE WORKS を活用し、定型様式に報告・写真のアップロードができるようにした。

応急復旧活動にかかる課題について、6月に「運用指針アンケート」を実施し、要望活動の基礎資料とした。

発注者との災害協定および指定公共機関の指定、地方防災会議委員就任状況について、各都道府県協会における締結・就任状況を確認した。

災害対策基本法に定める「指定公共機関」としての役割を果たすため、全建事務所が使用 不能に陥った想定で、代替拠点(東日本建設業保証 本社2階大会議室)による防災訓練を 2月に実施し、代替施設利用にかかる必要な備品や準備および課題について確認した。

令和6年能登半島地震においては、1月2日付けで災害対策協力本部を立ち上げ、指定公 共機関として被災地域である石川県協会、富山県協会、新潟県協会を中心に各都道府県協会 の災害復旧活動状況を確認・把握の上、国土交通省に報告するとともにSNS(X(旧 Twitter)、note)を活用し、地域の守り手としての建設業の情報発信を行った。

同地震による印紙税非課税措置の適用に関する国土交通省からの通知を速やかに各都道府県協会に情報提供した。

11 月から 12 月にかけての全建要望活動や 11 月、2 月の品確議連総会の場等において、災害協定等での補償による救済措置、災害対応についての建設業の役割と広報活動等について要望し、その結果、品確法改正案骨子に保険契約料の予定価格への反映、国等と建設業団体が連携した災害時における活動の広報等が規定された。なお、能登半島地震対応では、国土交通省各事務所のX等で各県協会の災害応急対応の活躍が紹介された。

### (2) SDGs経営への取組

全建ジャーナルにおいて、各都道府県協会を通じて会員企業に取組事例を募集し、5月、6月、7月、3月号で「SDGs取組事例」の記事掲載を行った。

SDG s 相談窓口への各都道府県協会および会員企業からの問合せや相談に随時対応した。

7月に建設業社会貢献活動推進月間中央行事を開催し、各都道府県協会より推薦のあった、会員企業による優れたSDGs活動2事例を「社会貢献・SDGs功労者表彰」(SDGsへの取組)として表彰するとともに、うち1事例について事例発表を行った。

### (3) 建設業のCSRの推進とコンプライアンスの徹底

各都道府県協会および会員企業に対し、建設業が国民からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮のほか、より適正な企業(団体)活動の推進に向け、ホームページ、全建ジャーナルを活用し、CSR活動の推進に努めるとともに、会員企業のコンプライアンスの徹底に努めた。

12月12日の総務委員会、3月21日の全国専務・事務局長会議の場において、建設業適正取引推進機構から講師を招き、刑法・官製談合防止法違反の実例をもとに建設業のコンプライアンスについての講演会を実施し、コンプライアンスのさらなる徹底を図った。

# (4) 建設業の社会貢献活動の推進

建設業社会貢献活動推進月間の期間中である7月26日に、18回目となる中央行事を経団連会館において開催した。従来の「社会貢献功労者表彰」を「社会貢献・SDGs功労者表彰」と改め、SDGs活動に貢献した事例についても表彰するとともに、「広報功労者表彰」を新設し、建設業の広報に積極的に貢献した事例を表彰することとした。

中央行事では、各都道府県協会・支部・地区協会及び会員企業が取り組んだ優れた社会貢献活動 54 事例を顕彰するとともに、代表的な事例として、茨城県協会の鳥インフルエンザ、 豚熱等への対応、株式会社橋本店(宮城県協会)のSDGsの取組、福井県協会建設青年会 委員会の「はたらくくるまジュラシックパーク」、高知県協会の広報活動「建設人(つくりびと)~土佐の国づくりの歴史をつなぐ~制作について」、株式会社砂子組(北海道協会)の「SNSを中心としたデザイン戦略活動」の5事例の発表を行った。

また、表彰された54事例については、「建設業社会貢献活動事例集」として取りまとめ、 関係先に配布するなど、建設業界が実施している各種社会貢献活動を広くアピールした。





表彰式

事例発表の様子

# 6. その他の事業・行事の開催

# (1)役員会等の開催

役員会等を以下のとおり開催した。

- ① 監事監査(4月19日)
- ② 理事会(4月20日、6月6日、6月23日、9月14日、11月17日、12月14日、2月16日、3月12日)
- ③ 正副会長会議(4月20日、6月6日、6月23日、9月14日、11月17日、12月14日、 2月16日、3月12日)
- ④ 定時総会(6月6日)
- ⑤ 協議員会(9月14日、3月12日)
- ⑥ 全国会長会議(11月17日)
- ⑦ 地域懇談会等における諸問題の意見交換会(12月14日)
- ⑧ 全国専務・事務局長会議(3月21日)

# (2) 各種委員会等の開催

各種委員会等を以下のとおり開催した。

- ① 総務委員会(12月12日、3月11日)
- ② 総合企画委員会(9月22日、2月15日)
- ③ 経営委員会(8月31日、2月28日)
- ④ 建設生産システム委員会(9月8日、2月22日)
- ⑤ 労働委員会(9月7日、2月29日)
- ⑥ 表彰部会(5月30日(リモート)、3月26日)
- (7) 税制専門委員会(5月22日)
- ⑧ 建設工事事例選考委員会(9月29日)
- ⑨ 地域CCUS推進委員会(3月21日)

# (3) 行事・諸会議の開催

① 全建表彰 (6月6日)

経団連会館において開催した定時総会において、表彰規程第2条関係232名、同第4条関係136社、同第5条関係601名の計969件を表彰し、賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

② 建設関係殉職者慰霊法要(9月14日)

増上寺において建設関係殉職者慰霊法要を開催し、不幸にも不慮の災禍に遭われ、職域に殉ぜられた43柱の御霊を合祀した。これにより、昭和12年に土木建築殉職者慰霊塔を建立以来、これまでに慰霊塔に合祀された御霊は、63,096柱となった。

③ 経営者層の研鑽のための建設工事見学会(2月16日)

2月16日理事会終了後に、全建役員、事務局等で、神奈川県相模原市のJR東海のリニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)新設工事の現場を見学した。







② 慰霊法要



③ 建設工事見学会

# 7. 主な要望事項等

◎ 令和5年度 全国建設業協会要望(国土強靭化・社会資本整備を着実に推進し、 地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために)







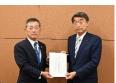
11月17日 自民党 二階国土強級化推進本部長等



11月17日 自民党 茂木幹事長



11月29日 公明党 石井幹事長



12月7日 自民党 根本品確議連会長

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ 等により全体として改善傾向にありましたが、円安や世界各地での安全保障環境の悪化によ り内外経済の先行きが不透明になる中で、資機材価格の高騰・品薄の影響等によって、地域 建設業にも深刻な影響が広がっています。

また、今年も豪雨、台風の襲来等の大規模な災害が全国各地で発生し、自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する地震災害への対応も喫緊の課題となっています。私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先

かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たしていくためには、何より 健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、「防災・減災、国土 強靱化のための5か年加速化対策」を含め、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠と なります。

なお、一部で、大阪・関西万博の建築物等に係る工事着工の遅れ等を背景に、(遅れは別要因であるにもかかわらず)建設業界に施工余力が乏しいと誤認する向きもありますが、公共工事の大宗を占める土木工事を中心とした建設業界の施工余力に全く問題はありません。

また、担い手確保については、本会では、新3K(給与、休暇、希望)+K(かっこいい)の実現に向け、来年に迫った時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「2+360 (ツープラスサンロクマル)運動」や「適正工期見積り運動」のほか、技能者の概ね5%の賃上げ、ICT、X、広報活動等に取り組んでおりますが、これらはいずれも、公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須であります。

このような状況を背景として、本会は、本年10月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、左記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、令和6年度予算において、今年度を上回る公共事業関係費を確保すること。

また、過日閣議決定された、公共事業費を含む今年度補正予算については、その早期成立及び早期執行を図ること。

活力ある地方創生のため、地方に公共事業予算を重点配分すること。

2. 特に、国民の安全・安心の確保を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」については、前倒しして実施し、国土強靱化に係る必要かつ十分な事業量を確保すること。

なお、同事業については、補正予算のみならず、令和 6 年度当初予算においても別枠で 確保すること。

また、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を早期に策定し、 併せて同計画に現行の5か年加速化対策以上の事業量を盛り込むことにより、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むこと。

3. 資材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、直近の 実勢価格を予定価格に適切に反映すること。契約後の資材価格高騰に対しては、スライド 条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。

また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「長による専決処分」の議決を進めること。

スライド条項については、手続の簡素化を図るとともに、受注者負担の軽減のため運用の改善(例えば、単品スライドの品目類ごとの対象工事費の1%の足切り、対象工事費又は残工事費の1%又は1.5%の控除等の見直し)を図ること。

さらに、民間発注者に対しても、資材価格の急騰に伴う価格変更協議に応じるよう、指導すること。

4. 地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、品確法等の新・担い手三法及びその趣旨並びに「発注関係事務の運用に関する指針」を、全ての公共工事発注者に周知徹底すること。

特に、ダンピング対策の実効性を確保するため、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠(0.92)、一般管理費等の算入率(0.68)の引上げ、計算式の見直しなどの強化に取り組むとともに、同対策の市町村への徹底を図ること。

PFIが品確法逃れとならないよう、公共工事を含むPFI事業の発注についても、同法に規定する発注者の責務(適正な予定価格の設定、最低制限価格等の設定、適正な工期設定、適切な設計変更等)が遵守され、公共工事の品質の確保が図られるよう措置すること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

東日本大震災の被災地においては、労務や資機材等の価格の高止まりや施工環境が依然

として厳しい状況にあることから、復興係数等の被災地特例施策については、継続又は段 階的な措置を講じること。

5. 来年4月に迫った時間外労働の上限規制の適用に向け、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等に取り組むこと。 週休2日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の抜本的な見直しや補正係数の引上げ等を行うこと。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、熱中症対策費の計上、WBGT値に基づく休憩・休止の増加による工期の延長とそれに伴う増加経費の計上を行うこと。

以上について、地方公共団体、特に市町村にも徹底を図ること。

時間外労働時間の削減には工期の適正化が特に重要であり、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者に対して周知徹底するとともに、さらに規範性の高いものに見直すこと。また、同基準に、WBGT値に基づく基準を導入すること。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる 簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一化を進めるとともに、設計変更に 係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。

さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

6. 労働基準法の運用において、準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入が 厳格化されていることに伴い、(1日8時間作業を前提とした)標準歩掛りの見直しを行う こと。

同法第33条の許可について、特に鳥インフルエンザ対応等の防疫活動や除雪のための待機、パトロール、巡回、凍結防止剤の散布等除雪と一体として行う労務が対象になることを通達等により明確にするとともに、病院等生活に不可欠な施設の駐車場等の除雪についても許可の対象となることを検討すること。

7. 技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げを行うこと。この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

また、技術者等技能者以外の賃上げに必要な現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、受注の成否等により賃上げの原 資となる利益が変動する建設業の特性に鑑み、賃上げの実績を事後に評価することや複数 年で評価すること等、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。

中央建設業審議会で議論されている賃金の行き渡りのための制度改正については、特定の業態に負担が偏ることなく、元請から下請まで建設業界全体で取り組める制度とすること。また、労務費ダンピングを防ぐ措置については、総価一括契約方式を前提に、実効性のある制度とすること。

8. 建設キャリアアップシステムについては、同システムによる技能者の処遇改善が実効性のあるものとなるよう、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、カードタッチと建退共ポイントの連動、多能工の位置づけの明確化等に取り組むこと。

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットとなるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上、国費等での助成、登録手続の簡素化等を行うこと。

9. 全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのICT施工の普及とBIM/ CIMの拡大に向けて、中小規模のICT活用工事における積算基準の見直しやICT活 用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うとともに、コンクリー トエのプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のASP方式による現場情報共有、書類の標準化・簡素化等、更なるDX化を通じた施工管理の効率化に公共発注機関全体で取り組むこと。

10. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることを踏まえ、災害協定等での補償による救済措置を検討すること。さらに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額について、公共工事標準請負契約約款における受注者による請負代金額の1%負担を撤廃すること。

災害復旧工事の技術者専任要件を緩和すること。災害対応に伴い止めざるを得なくなる他の現場の工期延長や増加経費の補償を検討すること。

災害や除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、出動に至らなかった場合等においても発注者が負担する仕組を検討すること。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

11. 地域建設業は、災害発生時には、誰よりも先に現場へ駆け付け、二次災害の危険のある中、昼夜を問わず道路啓開などの初動から対応に当たり、災害現場の最前線で重要な役割を果たす「地域の守り手」である。しかし、メディアに取り上げられるのは自衛隊や警察・消防ばかりで、地域建設業が取り上げられることはほとんどない。

このため、「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する(かっこいい)活躍が広く国民に周知されるよう、例えば、国土交通省のテックフォース広報班が自省職員のみならず、地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災害協定において、発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。

このほか、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の

入職促進に活かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

12. 地域建設業への若手技術者等の入職の母体となる建築・土木系学科の高校等における維持・拡充に向けて、産学官の連携により取り組むこと。

一般社団法人 全国建設業協会会長 奥村太加典 以下各都道府県建設業協会 会長名(略)

### ◎ 令和6年度 税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥村 太加典

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻により緊迫化する国際情勢は、我が国を含む世界の政治経済に深刻な影響を与え、新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化に向けた動きによる世界的な物価高騰、内外の金利差による円安の進展等により、建設業においても資機材の価格高騰や品薄などの影響を大きく受けました。

また、気候変動の影響により近年頻発化・激甚化している豪雨や台風、豪雪等の災害が、 昨年も全国各地で発生し、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震への備えの必要性な ど、防災・減災、国土強靱化の重要性は益々増大しています。

このような、災害に屈しない強靭な国土づくりを担う地域建設業は、国民生活や社会経済活動を支え、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、一旦災害が発生した際は、その最前線で対応に当たる

「地域の守り手」として、極めて重要な社会的使命を長年にわたり果たしてきました。

地域建設業がその社会的使命をこれからも持続的に果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を踏まえ、本会の総意により、

- 租税特別措置等の延長・改善要望
- ・運用、手続等の改善要望

につき、令和6年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

### I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

- 1. 中小企業向け所得拡大促進税制の延長等 (雇用者給与等が増額した場合の税額控除を延長、各要件における税額控除率の引上げ、 教育訓練費増加率要件 10%以上の引下げ)
- 2. 少額減価償却資産の損金算入の延長及び限度額の引上げ (減価償却資産限度額 10 万円未満を 30 万円未満へ引き上げ、中小企業者等への特例措置 の延長及び年間上限額 300 万円の引上げ)
- 3. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長 (欠損金が生じた前年度法人税から繰戻し還付が可能な特例措置の延長)
- 4. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置及び住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減措置の延長

(固定資産税: 一般住宅3年間1/2マンション5年間1/2の延長、登録免許税:保存登記0.4%→0.15%移転登記2.0%→0.3%の延長)

5. 地方拠点強化税制の延長 (本社機能の地方移転・拡充に対する特別償却又は税額控除の延長)

6. 交際費等に係る特例措置の延長及び損金算入額の拡充 (800 万円までの全額損金算入又は接待飲食費の 50%損金算入のいずれか選択適用が可能 な特例措置の延長、接待飲食費の損金算入上限額一人 5000 円の引上げ)

- 7. 非上場企業等の事業承継税制による特例承継計画の提出期限の延長 (令和6年3月末までの提出期限をさらに1年延長)
- 8. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃又は軽減措置の延長 (建設工事請負契約書の印紙税の撤廃又は現行の軽減措置の延長)
- 9. 軽油引取税の課税免除措置の延長 (建設機械及び港湾整備等での作業船の動力源に係る課税免除措置の延長)

# Ⅲ 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

### 国土強靱化の更なる推進に関する要望(5月6日~6月1日)



5月26日 自民党 茂木幹事長



自民党 萩生田政調会長 自民党 二階国土強州北推進本部長等





5月30日公明党 赤羽幹事長代行



自民党 根本品確議連会長





5月29日 岸田総理





5月30日 谷国土强弹水化担当大臣 6月1日 自民党 小敩組織運動本部長

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥村太加典

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応 を担う「地域の守り手」(別添)であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹 産業でもあります。

地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、経営基盤の確立と担い 手の確保が不可欠であり、そのためには、防災・減災、国土強靱化の推進等による安定的な 事業量の確保が必要です。

近年の頻発化・激甚化する自然災害への対応を通じ、防災・減災対策は最優先かつ喫緊の 課題であると認識しており、また、自然災害に対して脆弱な我が国の実情に鑑みますと、災 害が起こる度に対応するよりも、事前防災の観点から計画的かつ着実に強靱な国土づくりを 進めるべきと考えております。

現行の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(5か年加速化対策)は、 令和7年度までとされていますが、これで国土強靱化が完了するはずもなく、強靱な国土づ くりの継続が求められます。

このため、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国 による強力な政策の推進を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

現行の5か年加速化対策後も、引き続き、継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化 1. の着実な推進に取り組んでいただきたいこと。

そのため、国土強靱化基本法を改正し、例えば5か年ごとの中期実施計画を策定 し、これと予算措置とをリンクする仕組みづくりを法定化していただきたいこと。

国土強靱化の予算については、必要かつ十分な事業量を確保するとともに、(繰越し 2. を減らすためにも)当初予算化していただきたいこと。

別添(略)

### ◎ 令和5年度補正予算における公共事業予算の確保に係る緊急要望

(10月4日~23日)







10月5日 自民党 金子組織運動本部長



10月17日 松村国土強飙化担当大臣



10月17日 斉藤国土交通大臣



10月23日 公明党 石井幹事長

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥 村 太 加 典

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、<u>災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」</u>であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする基幹産業として重要な役割を担っています。

地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した経営を 継続していく必要があり、そのためには、<u>安定的・持続的な事業量</u>の確保が不可欠です。 現在、内外の先行きが不透明となっている状況において、資機材の価格高騰や一部納入遅れ 等により、建設業にとっても深刻な影響が継続しています。

また、今年も日本各地で台風・豪雨による災害が多発し、多くの国民の生命・財産が被害を受けており、防災・減災のための国土強靱化は喫緊の課題となっています。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、早急に令和5年度補正予算を編成いただくととも に、編成に当たっては、下記事項についてご配慮を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

記

1. 国民の安全・安心の確保を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を前倒しして実施し、国土強靱化予算において必要かつ十分な事業量を確保すること。

なお、同予算については、補正予算のみならず、<u>令和6年度当初予算においても別枠</u>で確保すること。

- 2. 改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた<u>実施中期計画を早期に策定し、併</u>せて同計画に現行の加速化対策以上の事業量を盛り込むこと。
- 3. 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、<u>価格高騰を考慮した必</u>要な公共事業費を増額確保すること。

### ◎ 官公庁営繕工事に関する要望

(10月24日 自民党 官公庁営繕を考える議員の会)



一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥 村 太 加 典

1. 激甚化・頻発化する災害から国民の生命・財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、強靱な国土づくりと地域 経済の活性化の<u>社会資本整備</u>、国民の生活を支える<u>官公</u> 庁施設整備を着実に推進し、令和6年度予算において今年度を上回る公共事業関係費の確保・拡充をお願いします。

また、活力ある地方創生のため、地方への重点配分をお願いします。

2. 補正予算において、国民の安心・安全の確保を着実に進めるため、「防災・減災、国土 強靱化のための5か年加速化対策」を前倒しして実施し、国土強靱化予算における必要 かつ十分な事業量の確保をお願いします。

さらに、資材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、<u>価格高騰を考慮し</u>た必要な公共事業費の増額確保を併せてお願いします。

なお、<u>国土強靱化予算</u>については、補正予算のみならず、<u>令和6年度当初予算において</u>も、別枠確保するようお願いします。

また、国土強靱化基本法の改正で新たに義務付けられた<u>実施中期計画を早期に策定し、</u> 併せて同計画に現行の加速化対策以上の事業量を盛り込むようお願いします。

3. 公共工事において、<u>設計価格に直近の実勢価格が適切に反映されるよう、また、スライド条項の適切な運用・手続の簡素化・受注者負担の軽減が図られるよう</u>、検討・ご指導をお願いします。

その際、地方公共団体においても、資材価格高騰に対応した適正な予定価格や、円滑な価格変更(そのための長による専決処分)を行っていただけるようご指導をお願いします。

- 4. 時間外労働の縮減、週休2日制の徹底など建設業における働き方改革の推進を図るため、中建審勧告の「工期に関する基準」に沿った、現場の状況にあった適正な工期設定をお願いします。
- 5. 建設業の担い手確保に不可欠である賃金水準の引き上げのため、<u>設計労務単価、一般管</u> 理費率等の更なる引き上げをお願いします。

また、働き方改革による労働時間の短縮によってトータルの賃金が減ずることのないよう、週休2日工事の補正率及び設計労務単価等の引き上げをお願いします。

### ◎ 公共工事に関する地域建設業からの要望(11月8日 自民党品確議連総会)





一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥 村 太 加 典

今年も日本各地で台風・豪雨による激甚災害が多発し、多くの国民の生命・財産が被害を 受けており、防災・減災のための国土強靱化は喫緊の課題となっています。

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、<u>災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」</u>であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする基幹産業として重要な役割を担っています。

地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した経営を継続していく必要があり、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が不可欠です。

現在、内外経済の先行きが不透明となっている状況において、<u>資機材の価格高騰や一部納入遅れ等</u>により、建設業にとっても深刻な影響が継続している一方、公共工事に係る<u>建設業</u>者の施工余力は十分です。

一方、来年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、本会では令和3年度から週休2日と時間外労働を360時間以内とする「2+360 (ツープラスサンロクマル)運動」を展開しています。今秋からはさらに公共・民間工事を問わず、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合に中建審の「工期に関する基準」に沿ってこれを行う「適正工期見積り運動」を始めましたが、このような働き方改革の実現には、発注者の協力が不可欠となっています。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 強靱な国土づくりと社会資本整備を着実に推進するとともに、近年の資機材等の価格高騰に対応し、令和6年度当初予算において、今年度を上回る公共事業関係費を確保すること。

また、補正予算において、<u>価格高騰を考慮した公共事業関係費の増額補正</u>を行うこと。 活力ある地方創生のため、<u>地方への公共事業の重点配分</u>を図ること。

2. 特に国民の安全・安心の確保を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」を前倒しして実施し、国土強靱化に係る必要かつ十分な事業量を確保 すること。

なお、同事業については、補正予算のみならず、令和6年度当初予算においても別枠で 確保すること。 また、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた<u>実施中期計画を早期に策定</u>し、併せて同計画に現行の加速化対策以上の事業量を盛り込むこと。

- 3. 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、<u>直近の実勢価格を予定価格に適切に反映</u>すること。スライド条項については、<u>手続の簡素化</u>、1%又は1.5%の<u>受注</u>者負担の軽減を図ること。
- 4. ダンピング対策の実効性を確保するため、低入札調査基準価格及び最低制限価格の上限 (0.92)、一般管理費等の算入率 (0.68) をそれぞれ引き上げること。
- 5. 時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、休日・準備期間・天候等を考慮した<u>適正な工期の設定</u>、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による<u>施工時期の平準化</u>、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等を推進すること。

労働時間削減には、工期の適正化が特に重要であり、中建審の「工期に関する基準」について、さらに規範性の高いものに見直すこと。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、<u>更なる書類の削減</u>を図るとともに、<u>設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化</u>を図ること。 週休2日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、<u>休日が増えても労働者の減収とならな</u>いよう、設計労務単価の抜本的な見直しや補正係数の引上げを行うこと。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、<u>熱中症対策費の計上</u>、休憩・休止による<u>工期の延長とそれに伴う増加経費の計上</u>、「工期に関する基準」への<u>WBGT</u>値に基づく基準の導入を行うこと。

6. 労働基準法の運用において、準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入 が厳格化されていることに伴い、(1日8時間作業を前提とした)<u>標準歩掛りの見直し</u>を 行うこと。

同法第33条の許可について、特に<u>鳥インフルエンザ対応等の防疫活動や除雪のための</u> 待機、パトロール、巡回、凍結防止剤の散布等除雪と一体として行う労務が対象になる ことを通達等により明確にするとともに、病院等生活に不可欠な施設の駐車場等の除雪 についても検討すること。

7. 技能者の賃上げに必要な<u>設計労務単価の更なる引上げ</u>を行うとともに、技能者以外の賃上げに必要な現場管理費、一般管理費等の引上げを行うこと。

また、総合評価における賃上げ加点措置については、<u>事後評価方式や複数年で評価する</u> 方式等、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。

8. ICT活用工事については、中小規模の会員企業も取り組みやすい環境が整備されるよう、<u>中小規模のICT活用工事における積算基準の見直し</u>やICT活用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うこと。

また、ASPを活用し、施工管理を効率化し、書類の標準化や簡素化を公共発注機関全体で推進すること。

- 9. PFIが品確法逃れとならないよう、<u>公共工事を含むPFI事業の発注についても</u>、同法に規定する発注者の責務(適正な予定価格の設定、最低制限価格等の設定、適正な工期設定、適切な設計変更等)が遵守され、<u>公共工事の品質の確保が図られるよう措置</u>すること。
- 10. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることも踏まえ、災害協定等での補償による救済措置を検討すること。

災害復旧工事以外の通常の工事であっても、自然災害等の<u>「不可抗力」により生じた</u> 損害の1%の受注者負担を撤廃すること。

<u>災害、除雪に備えて待機した現場従事者の労務費</u>について、空振りとなった場合等においても発注者が負担できる仕組を検討すること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

11.「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する活躍が広く国民に周知されるよう、発注者においても、災害応急対応や復旧・復興工事に汗を流す現場作業員等の姿を撮影・発信し、官民が連携した積極的な広報活動に取り組むこと。

# ◎ 令和6年度 予算・税制等に関する要望

(11月9日 自民党 予算・税制等に関する政策懇談会)





一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥 村 太 加 典

# 予算等に関する要望事項

1. 強靱な国土づくりと社会資本整備を着実に推進するとともに、近年の資機材等の価格高騰に対応し、令和6年度当初予算において、今年度を上回る公共事業関係費の確保をお願いします。

また、補正予算において、<u>価格高騰を考慮した公共事業関係費の増額補正</u>を行い、活力ある地方創生のため、<u>地方への公共事業の重点配分</u>を図るようお願いします。

2. 特に国民の安全・安心の確保を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のため の5か年加速化対策」を前倒しして実施し、国土強靱化に係る必要かつ十分な事業量の 確保をお願いします。

なお、同事業については、補正予算のみならず、令和6年度当初予算においても別枠 で確保をお願いします。

また、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた<u>実施中期計画を早期に策定</u>し、併せて同計画に現行の加速化対策以上の事業量を盛り込むようお願いします。

- 3. 機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、<u>直近の実勢価格を予定価格に適切に反映</u>するほか、スライド条項については、<u>手続の簡素化</u>、1%又は1.5%の<u>受</u>注者負担の軽減を図るようお願いします。
- 4. ダンピング対策の実効性を確保するため、<u>低入札調査基準価格及び最低制限価格</u> (0.92)、<u>一般管理費等の算入率</u> (0.68) <u>をそれぞれ引き上げ</u>ていただくようお願いします。
- 5. 時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、休日・準備期間・天候等を考慮した<u>適</u> 正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による<u>施工時期の平準化</u>、用 地取得や関係機関協議の調った後での<u>精度の高い設計に基づく発注</u>等の推進をお願いし ます。

労働時間削減には、工期の適正化が特に重要であり、中建審の「工期に関する基準」について、さらに規範性の高いものに見直すようお願いします。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、<u>更なる書類の削減</u>を図るとともに、<u>設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化</u>を図るようお願いします。

週休2日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、<u>休日が増えても労働者の減収とな</u>らないよう、設計労務単価の抜本的な見直しや補正係数の引上げをお願いします。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、<u>熱中症対策費の計上</u>、休憩・休止による<u>工期の延長とそれに伴う増加経費の計上</u>、「工期に関する基準」への<u>W</u>BGT値に基づく基準の導入をお願いします。

- 6. 技能者の賃上げに必要な<u>設計労務単価の更なる引上げ</u>を行うとともに、技能者以外の 賃上げに必要な現場管理費、一般管理費等の引上げをお願いします。
  - また、総合評価における賃上げ加点措置については、<u>事後評価方式や複数年で評価する方式等</u>、企業にとってリスクの少ない方式に改めるようお願いします。
- 7. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることも踏まえ、<u>災害協定等での補償による救済措置</u>の検討をお願いします。災害復旧工事以外の通常の工事であっても、自然災害等の<u>「不可抗力」により生じた損害の1%</u>の受注者負担の撤廃をお願いします。

災害、除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、空振りとなった場合等に おいても発注者が負担できる仕組の検討、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車 両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援の検討をお願いします。

### 令和6年度税制改正に関する要望事項

(略) P25 I.Ⅱに同じ

### ◎ 公共工事に関する地域建設業からの要望

(12月8日 公明党 雇用・労働問題対策本部、国土交通部会 合同会議)





一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥 村 太 加 典一

今年も日本各地で台風・豪雨による激甚災害が多発し、多くの国民の生命・財産が被害を受けており、防災・減災のための国土強靱化は喫緊の課題となっています。

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、<u>災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」</u>(別添)であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする 基幹産業として重要な役割を担っています。

地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した経営を継続していく必要があり、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が不可欠です。

現在、内外経済の先行きが不透明となっている状況において、<u>資機材の価格高騰や一部納入遅れ等</u>により、建設業にとっても深刻な影響が継続している一方、公共工事に係る<u>建設業</u>者の施工余力は十分です。

一方、来年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、本会では令和3年度から週休2日と時間外労働を360時間以内とする「2+360(ツープラスサンロクマル)運動」を展開しています。今秋からはさらに公共・民間工事を問わず、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合に中建審の「工期に関する基準」に沿ってこれを行う「適正工期見積り運動」を始めましたが、このような働き方改革の実現には、発注者の協力が不可欠となっています。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップ による一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 強靱な国土づくりと社会資本整備を着実に推進するとともに、近年の資機材等の価格高騰に対応し、令和6年度当初予算において、今年度を上回る公共事業関係費を確保すること。

力ある地方創生のため、地方への公共事業の重点配分を図ること。

2. 特に国民の安全・安心の確保を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のため の5か年加速化対策」を前倒しして実施し、国土強靱化に係る必要かつ十分な事業量を 確保すること。

なお、同事業については、補正予算のみならず、令和6年度当初予算においても別枠 で確保すること。

また、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた<u>実施中期計画を早期に策定</u>し、併せて同計画に現行の加速化対策以上の事業量を盛り込むこと。

- 3. 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、<u>直近の実勢価格を予定</u> 価格に適切に反映すること。スライド条項については、<u>手続の簡素化</u>、1%又は 1.5% の受注者負担の軽減を図ること。
- 4. ダンピング対策の実効性を確保するため、<u>低入札調査基準価格及び最低制限価格の上</u>限 (0.92)、<u>一般管理費等の算入率</u> (0.68) <u>をそれぞれ引き上げる</u>こと。
- 5. 時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、休日・準備期間・天候等を考慮した<u>適</u>正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での<u>精度の高い設計に基づく発注</u>等を推進すること。労働時間削減には、工期の適正化が特に重要であり、中建審の「工期に関する基準」について、さらに規範性の高いものに見直すこと。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、<u>更なる書類の削</u>減を図るとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。

週休2日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、<u>休日が増えても労働者の減収とな</u>らないよう、設計労務単価の抜本的な見直しや補正係数の引上げを行うこと。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、<u>熱中症対策費の計上</u>、休憩・休止による<u>工期の延長とそれに伴う増加経費の計上</u>、「工期に関する基準」への<u>W</u>BGT値に基づく基準の導入を行うこと。

6. 労働基準法の運用において、準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入 が厳格化されていることに伴い、(1日8時間作業を前提とした)<u>標準歩掛りの見直し</u> を行うこと。

同法第33条の許可について、特に<u>鳥インフルエンザ対応等の防疫活動や除雪のための待機、パトロール、巡回、凍結防止剤の散布等除雪と一体として行う労務</u>が対象になることを通達等により明確にするとともに、<u>病院等生活に不可欠な施設の駐車場等の除</u>雪についても検討すること。

7. 技能者の賃上げに必要な<u>設計労務単価の更なる引上げ</u>を行うとともに、技能者以外の 賃上げに必要な<u>現場管理費、一般管理費等の引上げ</u>を行うこと。 また、総合評価における賃上げ加点措置については、<u>事後評価方式や複数年で評価する方式等</u>、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。

8. I C T 活用工事については、中小規模の会員企業も取り組みやすい環境が整備されるよう、中小規模のI C T 活用工事における積算基準の見直しや I C T 活用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うこと。

また、ASPを活用し、施工管理を効率化し、書類の標準化や簡素化を公共発注機関全体で推進すること。

- 9. PFIが品確法逃れとならないよう、<u>公共工事を含むPFI事業の発注についても</u>、 同法に規定する発注者の責務(適正な予定価格の設定、最低制限価格等の設定、適正な 工期設定、適切な設計変更等)が遵守され、<u>公共工事の品質の確保が図られるよう措置</u> すること。
- 10. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることも踏まえ、災害協定等での補償による救済措置を検討すること。

災害復旧工事以外の通常の工事であっても、自然災害等の<u>「不可抗力」により生じた</u> 損害の1%の受注者負担を撤廃すること。

<u>災害、除雪に備えて待機した現場従事者の労務費</u>について、空振りとなった場合等においても発注者が負担できる仕組を検討すること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講 や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

11. 「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する活躍が広く国民に 周知されるよう、発注者においても、災害応急対応や復旧・復興工事に汗を流す現場作 業員等の姿を撮影・発信し、官民が連携した積極的な広報活動に取り組むこと。

別添(略)

◎ 公共工事に関する地域建設業からの要望(2月2日 自民党品確議連総会)

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥 村 太 加 典

元日に能登半島地震が発生し、地域に甚大な被害が生じ、また、昨年も日本各地で台風・ 豪雨による激甚災害が多発し、改めて<u>防災・減災、国土強靱化が喫緊の課題</u>であることが痛 感されるところです。 地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、<u>災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」</u>(別添)であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする 基幹産業として重要な役割を担っています。

地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した経営を継続していく必要があり、そのためには、<u>安定的・持続的な事業量</u>の確保(<u>建設業者の施工</u> 余力は十分あります。)と公共工事の品質確保に資する適切な入札・契約が不可欠です。

また、建設業の大きな課題である担い手確保に向けては、<u>建設技能者等の賃上げが不可欠</u>であり、そのためには設計労務単価の更なる引上げが必要です。

一方、本年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、本会では令和3年度から週休2日と時間外労働を360時間以内とする「2+360 (ツープラスサンロクマル)運動」を展開し、昨秋からはさらに公共・民間工事を問わず、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合に中建審の「工期に関する基準」に沿ってこれを行う「適正工期見積り運動」を始めましたが、このような働き方改革の実現には、発注者の協力が不可欠となっています。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 公共事業費を含む<u>来年度予算</u>について、<u>早期成立及び早期執行</u>を図ること。<u>令和5年</u>度補正予算についても、早期執行を図ること。

活力ある地方創生のため、公共事業予算を地方に重点配分すること。

<u>能登半島地震</u>については、予備費等を活用し、<u>早期復旧・復興</u>を図るとともに、現地で <u>災害対応を担う建設業者に十分な経費負担等の支援</u>を行うこと。

また、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた<u>実施中期計画を早期に策定し</u>、併せて同計画に<u>現行の五か年加速化対策以上の事業量を盛り込む</u>ことにより、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むこと。

2. 技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げを行うこと。

また、技術者等技能者以外の賃上げに必要な<u>現場管理費及び一般管理費の引上げ</u>を行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

総合評価落札方式における<u>賃上げ加点措置</u>については、受注の成否等により賃上げの 原資となる利益が変動する建設業の特性に鑑み、賃上げの実績を事後に評価することや 複数年で評価すること等、<u>企業にとってリスクの少ない方式</u>に改めること。

中建審で議論されている<u>賃金の行き渡り</u>のための制度改正については、特定の業態に 負担が偏ることなく、元請から下請まで建設業界全体で取り組める制度とすること。

また、労務費ダンピングを防ぐ措置については、総価一括契約方式を前提に、実効性のある制度とすること。

3. 品確法等の新・担い手三法及びその趣旨並びに「発注関係事務の運用に関する指針」を、全ての公共工事発注者に周知徹底すること。

特に、<u>ダンピング対策の実効性</u>を確保するため、低入札価格調査基準及び最低制限価格の<u>上限枠(0.92)</u>、一般管理費等の<u>算入率(0.68)の引上げ</u>、計算式の見直しなどの強化に取り組むとともに、同対策の市町村への徹底を図ること。

<u>PFIが品確法逃れとならないよう</u>、公共工事を含むPFI事業の発注についても、同法に規定する発注者の責務(<u>適正な予定価格の設定、最低制限価格等の設定、適正な工期設定、適切な設計変更等</u>)が遵守され、公共工事の品質の確保が図られるよう措置すること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、<u>地域建</u>設企業の受注機会の拡大を図ること。

東日本大震災の被災地においては、労務や資機材等の価格の高止まりや施工環境が依然として厳しい状況にあることから、<u>復興係数等</u>の被災地特例施策については、<u>継続又</u>は段階的な措置を講じること。

4. 本年4月に迫った時間外労働の上限規制の適用に向け、休日、準備期間、天候等を考慮した<u>適正な工期の設定</u>、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による<u>施工時期の平準化</u>、用地取得や関係機関協議の調った後での<u>精度の高い設計に基づく発注</u>等に取り組むこと。

週休二日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の抜本的な見直しや補正係数の引上げ等を行うこと。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、<u>熱中症対策費の計上、WBGT値に基づく休憩・休止の増加による工期の延長</u>とそれに伴う増加経費の計上を行うこと。

以上について、地方公共団体、特に市町村にも徹底を図ること。

5. 時間外労働時間の削減には工期の適正化が特に重要であり、中建審が勧告した<u>「工期</u> に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者に対して周知徹底するととも に、さらに規範性の高いものに見直し、また、同基準にWBGT値に基づく基準を導入 すること。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、<u>工事書類の更なる簡素化</u>及び公共発注機関間における<u>書式の標準化・統一化</u>を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

労働基準法の運用において、準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入 が厳格化されていることに伴い、(1日8時間作業を前提とした)標準歩掛りの見直しを 行うこと。

6. <u>資機材価格の高騰</u>による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、<u>直近の実勢価格を予定価格に適切に反映</u>すること。契約後の資機材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「議会の委任による長の専決処分」の議決を進めるよう指導すること。

スライド条項については、手続の簡素化、1%又は1.5%の受注者負担の軽減を図ること。

さらに、<u>民間発注者に対して</u>も、資機材価格の急騰に伴う<u>価格変更協議が円滑に行われる</u>よう、指導の徹底及び必要な制度改正を行うこと。

7. 全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業への<u>ICT施工の普及とBIM</u>
<u>/CIMの拡大</u>に向けて、中小規模のICT活用工事における積算基準の見直しやIC
T活用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うとともに、コンクリート工のプレキャスト化を推進すること。

また、<u>遠隔臨場による監督・検査</u>や受発注者間のASP方式による現場情報共有、書類の標準化・簡素化等、<u>更なるDX化</u>を通じた施工管理の効率化に公共発注機関全体で取り組むこと。

8. 災害時の<u>応急復旧活動中に発生した労働災害</u>について、役員が労災保険の対象外であることを踏まえ、<u>災害協定等での補償による救済措置</u>を検討すること。さらに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

災害関連工事以外の工事において<u>「不可抗力」により生じた損害額</u>について、公共工事標準請負契約約款における受注者による請負代金額の1%負担を撤廃すること。

災害復旧工事の技術者専任要件を緩和すること。災害対応に伴い止めざるを得なくなる他の現場の工期延長や増加経費の補償を検討すること。

災害や除雪に備えて<u>待機した現場従事者の労務費</u>について、出動に至らなかった場合等においても発注者が負担する仕組を検討すること。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を 共有できるシステム整備に取り組むこと。

9. 地域建設業は、災害発生時には、誰よりも先に現場へ駆け付け、二次災害の危険のある中、昼夜を問わず道路啓開などの初動から対応に当たり、災害現場の最前線で重要な役割を果たす「地域の守り手」である。しかし、メディアに取り上げられるのは自衛隊や警察・消防ばかりで、地域建設業が取り上げられることはほとんどない。

このため、「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する(かっ こいい)活躍が広く国民に周知されるよう、例えば、国土交通省のテックフォース広報 班が自省職員のみならず、地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災 害協定において、発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、 官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。このほか、社会資本整備や災害対応等の 地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に活かされるよう、様々な広報 戦略を検討すること。 10. 地域建設業への若手技術者等の入職の母体となる高校等における建築・土木系学科の維持・拡充に向けて、産学官の連携により取り組むこと。

別添 (略)